

市内事業所への抗原検査キットの配布事業

当事業は、新たな事業目的を加え令和4年1月18日から受付を開始しました。

新型コロナウイルス感染症の第6派を受け、市内事業者において濃厚接触者が早期に自宅待機期間を解除し、地域における社会機能の維持と従業員の体調管理に対する意識向上、感染リスクがある従業員の早期発見と早期受診での重症化予防、早期発見で職場内や市内におけるまん延防止を図ることが目的とされています。

配布を希望される事業所は、福祉保健センターに確認書を添えて、申し込みをすること。また窓口において、理解度確認テストを受けることとなっています（テストは何度も受けられます）。

検査キットは、1事業所に対して2キットの配布となっておりますが、従業員数や希望数も考慮していますので、ご相談下さい。なお、使用した場合は、追加での配布が可能です。

濃厚接触者が検査する場合は、検査結果が陽性の場合、必ず医療機関を受診するよう促してまいります。また、陰性結果が6日目、7日目の両日ともに陰性の場合、自宅待機の解除となりますが、業務に従事する場合の感染対策を徹底し、10日目までは不要不急の外出を控えるよう促してまいります。